

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24. 9. 19

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定による事業の登録	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定による保安機関の認定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項の規定による保安業務規程の認可等	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定による保安の確保の方法等の認定	15日	30日